

主要取引金融機関選定企画提案募集要項

平成27年8月12日

独立行政法人国立高等専門学校機構

独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「高専機構」という。）は、平成16年4月の独立行政法人化により、全国の国立高等専門学校（以下「高専」という。）が統合され、現在、51高専が1法人として設置・運営している。

また、給与及び物品費等の支払い業務、授業料等の収納業務は本部事務局に集約されており、資金の一元管理を実現している。

高専機構では、業務効率化、経費削減及び運営の安定性・健全性を確保する目的から、主要取引金融機関の定期的見直しを行っており、この度、企画提案型の公募を行うものである。

1. 選定事項

(1) 選定内容

独立行政法人国立高等専門学校機構 主要取引金融機関

(2) 取引契約期間

平成28年7月1日から平成31年6月30日まで

なお、期間満了の3ヶ月前までにいずれか一方が特段の意思表示を行わなかった場合は更に1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(3) 主たる取引業務の内容

①高専機構の資金管理業務

②高専機構の収入・支出に係る決済業務及び預金残高照会等の決済関連業務

2. 企画提案の参加資格

次の要件をすべて満たすこと。

(1) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第47条第二号に定める金融機関であること。

①銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行

②株式会社商工組合中央金庫

③信用金庫

④信用中央金庫

(2) 全国銀行協会共通フォーマットに基づくファームバンキングサービスが提供できること。

3. 企画提案書関係

(1) スケジュール（予定）

①公募開始 平成27年 8月12日（水）

②応募書類の受付 平成27年 8月12日（水）～平成27年9月11日（金）

③質問の受付 平成27年 8月12日（水）～平成27年9月 4日（金）

④結果通知 平成27年10月上旬

⑤協定書締結 平成27年10月予定

⑥業務開始 平成28年7月1日（金）

(2) 質問の受付と回答

当募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

- ①受付期間 公示日から平成27年9月4日(金)までの土日祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで。
- ②受付場所 〒193-0834 東京都八王子市東浅川町701-2
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局管理課収入・支払係
TEL 042-662-3161
FAX 042-662-3149
E-mail shiharai@kosen-k.go.jp
- ③受付方法 質問書に記入の上、電子メール又はFAXいずれかの方法で提出すること。

※ 質問に対する回答は、質問者に直接回答するとともに、応募者全員に対し情報共有を図る。

(3) 企画提案書の作成・提出

- ①提出期限 平成27年9月11日(金)午後5時まで。
- ②提出部数 正本1部、副本5部
- ③提出書類 a 企画提案書
b 振込手数料(別紙1)
c EBサービス等経費(別紙2)
d 経営安定性(別紙3)
- ④提出形式 大きさはA4判とし、表紙、裏表紙を含めて20ページ以内とする。
(資料やイメージ図など、見やすくするためA3判を使用する場合は、A4判の大きさを3ツ折にすること。)
表紙には、「独立行政法人国立高等専門学校機構主要取引金融機関選定企画提案書」と記載するとともに、提案者名を記載し、提案者が押印(正本に限る。)すること。
- ⑤提出場所 3.(2)②に同じ
- ⑥提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)で提出すること。

4. 選定方法等

本企画提案に係る審査は、高専機構資金運用委員会にて、公正に審査する。審査にあたっては、経済性、利便性、健全性を考慮し、企画提案書を基に総合的に判断し、評価が最も優れた金融機関(以下「最優秀企画提案者」という。)を選定する。

なお、企画提案書だけでは確認しがたい内容がある場合には、問い合わせ等を行う場合があるので、その際は適切に対応すること。

5. 選定結果

選定結果は、採否に関わらず、すべての応募者に書面により通知する。

6. 協定及び契約交渉者

特別な理由がない限り、最優秀企画提案者を業務等の協定及び契約交渉の相手方に決

定し、主要取引金融機関に係る交渉を行う。

ただし、最優秀企画提案者が辞退その他の理由で契約締結に至らなかった場合には、あらかじめ選定した次点者と主要取引金融機関に係る交渉を行う。

7. 取引金融機関の取引条件等に関する事項

(1) 企画提案書の記載内容

企画提案書に記載された条件又は要件等については、覚書等の締結における基本条件とし、当該条件に基づき、高専機構と最優秀企画提案者との間で具体的な取引条件を定めるものとする。

(2) 他業務との連携

収入・支出業務においては、各種システムと連携して運用しているため、これらの調整には金融機関として適切に対応すること。

8. その他

(1) 本件に関して作成する書類等において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。

(2) 企画提案書がその提出期限までに到達しなかった場合は、受理しない。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書等は返却しないものとし、提出された書類は、当該企画提案に係る審査以外に利用しない。

(5) 企画提案書について虚偽の記載をし、その他不正の行為をした場合は失格とする。

(6) 企画提案書に係る内容は、当該主要取引金融機関選定の目的以外に提出者に無断で使用しない。ただし、独立行政法人国立高等専門学校機構情報公開取扱規則に基づく開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。

【参考】

独立行政法人通則法（平成11年7月16日法律第103号）

（余裕金の運用）

第47条 独立行政法人は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他主務大臣の指定する有価証券の取得
- 二 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金
- 三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条第1項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託

独立行政法人国立高等専門学校機構の業務上の余裕金を運用することができる金融機関を指定する件（平成16年文部科学省告示第13号）（最終改正：平成20年9月30日）

独立行政法人国立高等専門学校機構に係る独立行政法人通則法第47条第二号の主務大臣の指定する金融機関は、次のとおりとする。

- 一 株式会社商工組合中央金庫
- 二 信用金庫
- 三 信金中央金庫